

愛知県知事指定 医療法人光寿会 多和田医院

指定居宅療養管理指導事業所

1. 当院は、愛知県知事指定の指定居宅療養管理指導事業所です。
指定事業者番号 2310401944
2. 当院では、次の指定居宅療養管理指導事業を実施します。詳細は受付までご相談ください
医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導、助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行ないます。
3. 苦情相談窓口 医師 多和田 光洋、多和田 壽枝
* 居宅療養管理指導に関する苦情等がありましたら、担当医までお申し出下さい。
4. 診療日及び診療時間は、次の通りです。
 - ・ 医師による居宅療養管理指導
月曜日から土曜日（水曜日、金曜日、土曜日午後を除く）
 - ・ 診療時間：午前9時～12時及び午後5時30分～7時15分
（尚、医師 多和田光洋の訪問診察日は原則隔週水曜日午後）
 - * 但し、国民の祝日、8月13～15日、12月29日～1月4日までを除く。
上記以外に緊急時の対応を電話等で行います。
電話番号 531-1263
5. 利用料等
 - ① 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準により1ヶ月につき298円～1788円をいただきます。
 - ② 指定居宅療養管理指導に要した交通費については、以下の交通費を申し受けます。タクシー利用の場合は、実費となります。
 - ・ 一律 1,100円（消費税込み）

令和3年4月1日改訂